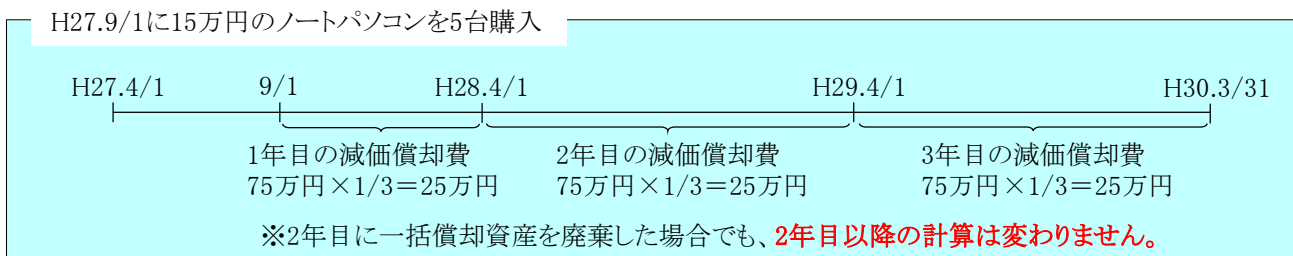

今月のテーマ 中小企業や個人事業主向けの減価償却の特例

減価償却とは、固定資産の取得に要した金額(取得価額)を、資産の種類ごとに定められた使用可能期間(耐用年数)を通じて、経費にすることをいいます。しかし、一定の要件を満たすことで、償却を早め、減価償却費を増やせる特例があります。その中でも今回は決算対策としても有効な中小企業や個人事業主向けの減価償却の特例をご紹介します。

1. 一括償却資産

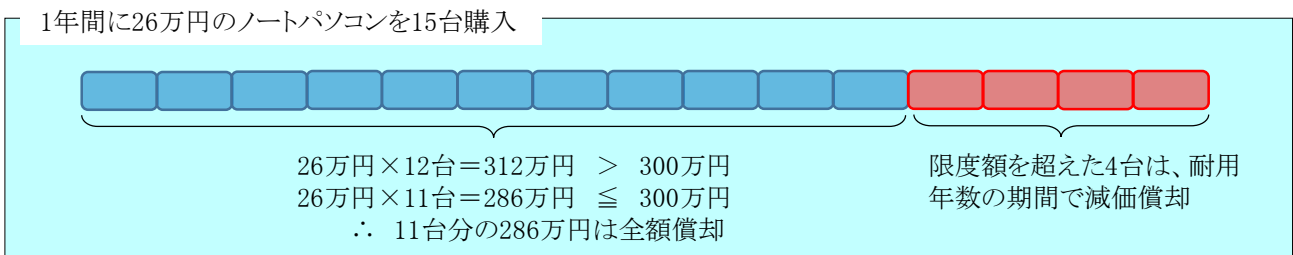
一括償却資産とは、取得価額が20万円未満である減価償却資産をいい、3年間で均等に減価償却することができます。たとえ事業年度や年の途中で取得した場合であっても、月割りで償却することはなく、3年間で均等に償却します。

なお、使用開始の時から3年以内に一括償却資産を廃棄・売却しても、その廃棄・売却は無かったものとして3年間にわたり減価償却しなければなりません。



2. 少額減価償却資産

青色申告法人又は青色申告者(個人事業主)である中小企業者等が平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に、取得価額が30万円未満である減価償却資産(以下、少額減価償却資産といいます)を取得して使用開始した場合には、取得価額の全額を減価償却することができます。ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が年額300万円に達するまでが限度とされます。



※中小企業者等とは、資本金の額が1億円以下で大規模法人に支配されていない法人などが該当します。

3. 償却資産税との関係

上記2の特例を使うことで最大300万円の利益圧縮効果がありますので、決算対策としての利用も考えられます。この特例を適用した少額減価償却資産は全額減価償却して、簿価ゼロとして取り扱われますが、地方税である償却資産税の申告においては通常の償却資産として取り扱われ申告対象となります。

これは、少額減価償却資産は租税特別措置法に規定されており、地方税法には少額減価償却資産の規定が存在しないことが原因です。したがって、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、場合により少額減価償却資産として減価償却するよりも、一括償却資産として減価償却をした方がよいこともありますので注意が必要です。

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
法人税・所得税	使用期間が1年未満の資産は全額償却可能	一括償却資産 or 少額減価償却資産	少額減価償却資産 or 通常の減価償却
償却資産税	申告不要	一括償却資産は申告不要 少額減価償却資産は要申告	要申告